諮問庁:独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日:平成30年12月26日(平成30年(独個)諮問第61号)

答申日:令和2年1月31日(令和元年度(独個)答申第53号)

事件名:特定職員による本人への注意、指導等に関する文書の一部開示決定に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書57に記録された保有個人情報(以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、別表1及び別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきであり、文書57に記録された保有個人情報の一部を不開示としたことについては、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月12日付け特定高専総第177号により、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、部分開示、(要旨)を全部開示とし、開示決定情報と開示請求情報との関係を明らかにする情報を開示情報に加え、特定個人A関与分、特定個人B関与分及び特定個人C関与分並びに特定校長Aの特定の保有情報を全部開示として開示決定情報に加える。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書による と、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

「懲戒審査会」,「懲戒・訓告等審査会」は審査請求人を呼び出している。

「特定学科会議」は審査請求人も会議メンバーである。

特定個人D分は、特定年度Aからの関与分を全部開示でなければ、保有していない関与情報の有無が不明となる。保有していない情報とは校

長及び特定個人Dに不都合なものであることは言うまでもない。

開示決定情報は、保有個人情報開示請求との関係が不明である。

例えば、審査請求人の作成情報を開示請求することはない。この情報 と開示請求との係わりを示す情報まで開示しなければ、開示請求してい ないこの情報を開示決定したのか不明である。他の開示決定情報も同じ 不明が存在する。

開示請求情報には、特定個人A関与分、特定個人B関与分及び特定個人C関与分に掲げる情報が存在する。これらは、それぞれをまとめた情報として関与の経過がわかる情報として全部開示とする。当然、この情報には校長命令、校長報告等、校長の関与情報を含む。

(特定校長Aの(略))の原因が審査請求人の成績評価にあり、 (略)を誘発したのも審査請求人である。審査請求人に係る保有情報である。この情報を開示することにより、開示決定通知に記載がない開示請求の該当情報が不開示、不保有のどちらによるものかを明らかにできる。

(2) 意見書

ア 1-1

保存期間満了に伴う廃棄はアンケート用紙であり1-1)でない。

4 2-2), 2-3)

不存在でない。校長による文書化は不明であるが、機構が保有する審査請求者のホームページに校長の情報として存在する。このホームページは目的を持っての保有であるので追加情報の保有もある。

ウ 1-1), 2-2), 2-3)とも情報を特定できない者が調査することなく処分を決定した。この特定はホームページの存在を校長に報告した教員などへの調査で可能である。

それでもホームページの情報は日付が不明であるなど特定困難な時は、特定前の情報を全部開示し、審査請求人が特定したものを1-1), 2-2), 2-3)の開示情報とする。特定前の情報を全部開示できないときは、特定高専内での特定作業に審査請求人も加わる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、機構特定高専特定学科元准教授で、特定年度において、特定クラスAの特定科目及び特定クラスBの特定科目等の授業を担当していた。(略)について、特定高専の校長は、審査請求人が提出した(略)に疑問が生じたため、(略)の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定

年月日A諭旨解雇処分となり、特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服 申立て、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請 求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等を起こしているがすべて、裁判に おいて敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本請求もその一端 である。

- 2 保有個人情報の名称等 別紙の2のとおり。
- 3 開示決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨前段において、「部分開示、(要旨)を全部開示とする。」と主張しているが、一部開示決定の不開示部分は、役職者でない教職員や学生の氏名、教職員の印影、審査請求人以外の会議の欠席理由であり、法14条2号の不開示情報に該当すると認められ、また同号のただし書に該当するとはいえず、不開示とすることが相当である。

また、開示決定した保有個人情報、特定年月日C付け「懲戒審査委員会報告書」(文書22)、特定年月日D付け「懲戒・訓告等審査会報告書」(文書23)及び特定年月日E付け「懲戒審査委員会報告書」(文書55)の不開示部分である各委員会の報告部分は、審査請求人の懲戒・訓告を決定するための委員会の審議過程であり、人事管理に関する情報として法14条5号への不開示情報に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。なお、審査請求人は、全部開示とする理由に「懲戒審査会」、「懲戒・訓告等審査会」が審査請求人を呼び出していること、審査請求人が「特定学科会議」のメンバーであったことを挙げているが、相当年数がたった今日においては、情報の散逸や、審査請求人の記憶が曖昧であることも考えられ、当時、審査会に呼び出されたことや、学科会議のメンバーであったことのみでは、審査請求人の既知の事実とは言えず、不開示部分を開示する理由にはならないと考えられる。

次に、「開示決定情報と開示請求情報との関係を明らかにする情報を開示情報に加える」ことを求めているが、開示決定した保有個人情報が、どの開示請求に対応しているかは、すでに開示決定通知書に示している。

さらに審査請求人は、「特定個人A関与分、特定個人B関与分及び特定個人C関与分並びに特定校長Aの特定の保有情報を「全部開示として開示決定情報に加える」ことを求めているが、開示請求書にはこれらの保有情報を開示請求の対象とする旨明示されておらず、開示請求の記載から読み取れるものでもない。審査請求人からの平成30年10月9日付け開示請求の要求には応えており、新たに他の保有個人情報の開示を求めることは、審査請求の対象ではない。

以上のことから、本審査請求は失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年12月26日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成31年1月21日 審議

④ 同年2月5日 審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 令和元年6月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年10月24日 審議

⑦ 同年12月16日 審議

图 令和2年1月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1)本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報(本件請求保有個人情報)の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書57に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)を特定し、その一部を法14条2号及び5号へに該当するとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に開示すべき保有個人情報がある旨及び本件対象保有個人情報の全部開示を主張していると解されるが、諮問庁は、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) ところで、本件に係る開示決定通知書を確認したところ、本件対象保有個人情報のうち、文書57に記録された保有個人情報については、部分開示とする旨の記載はあるものの、どの部分をどの不開示理由で不開示としたのかが記載されていないと認められる。

このような原処分は、開示請求者(審査請求人)にとって、どのような理由によって、部分開示となったのかを了知できず、法に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであり、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、行政手続法8条1項の規定に照らし違法であることから、原処分のうち文書57に記録された保有個人情報に係る部分は取り消すべきである。

- 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について
- (1)審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に、特定個人A、特定個人 B及び特定個人C並びに特定校長Aが関与した保有個人情報を本件対象 保有個人情報として改めて特定し、開示すべき旨主張していると解され る。これに対し、諮問庁は、開示請求書にはこれらの保有個人情報を開

示請求の対象とする旨は明示されておらず、その記載から読み取れるものではない旨説明する。

(2)以下,検討する。

当審査会において、本件に係る開示請求書を確認すると、請求する保有個人情報の名称等の欄には、「1)特定校長Bによる請求者への注意、指導等の情報。複数回の注意、指導の各回ごとに分けた情報として開示。2)1)のそれぞれの注意、指導でしなければならなかった理由の情報。3)1)のそれぞれの注意、指導ごと、その効果についての特定校長Bの判断情報。」と記載されており、その記載から、特定個人A、特定個人B及び特定個人C並びに特定校長Aが関与した保有個人情報を開示請求の対象としなかったとする上記諮問庁の説明を不合理とはいえない。

- (3) したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求 保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。
- 3 不開示部分(文書57の不開示部分を除く。)の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象 保有個人情報が記録された文書は、審査請求人に対して決定された処分及 び警告等の通知、その元となった情報が記録された「懲戒審査委員会報告 書」及び「懲戒・訓告等審査会報告書」並びに関係者からの情報提供等の 文書であると認められる。

審査請求人は、当該懲戒審査委員会等に自らが出席を求められていたこと等から、本件対象保有個人情報の全部開示を求めていると解され、これに対し、諮問庁は、役職者でない教職員や学生の氏名が、法14条2号に該当するとして不開示とすることが相当である旨説明し、「懲戒審査委員会報告書」及び「懲戒・訓告等審査会報告書」については、審査請求人の懲戒処分等を決定するための審議過程であることから、同条5号へに該当するとして不開示とすることが相当である旨説明する。

以下、検討する。

- (1) 法14条5号へ該当性について
 - ア 諮問庁が、審査請求人の懲戒処分等を決定するための審議過程であることから、法14条5号へに該当し、不開示とすることが相当(併せて役職者でない教職員や学生の氏名等については、同条2号にも該当する旨説明)としているのは、文書22(50枚目ないし297枚目)、文書23(298枚目ないし300枚目)及び文書55(382枚目ないし975枚目)の「懲戒審査委員会報告書」及び「懲戒・訓告等審査会報告書」のうち、部分開示がなされている50枚目、298枚目及び382枚目のこれらの委員会等の報告書の鑑文を除く全

ての部分であり、具体的には、懲戒審査委員会等の報告書の本文、目 次及び添付書類であると認められる。

- イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。
- (ア) 当該報告書の不開示部分については、機構に設置した懲戒審査委員会及び懲戒・訓告等審査会で、審査請求人の懲戒処分の量定等を検討するために収集又は作成した情報であり、その情報を開示することにより、今後同委員会等を開催することになった場合、調査・審査の手法や判断基準等の推測を可能とするなど公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報である。また、これらの情報の中には、機構の教職員や学生から提供されたものもあり、それらを開示することとなると、今後同委員会等を開催することになった場合、いわれのない非難等を恐れ、率直な意見表明をちゅうちょすることが考えられ、そうすると、同委員会等の調査に支障が生じるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
- (イ)なお、審査請求人は、特定高専の元教員であり、当該報告書を作成した懲戒審査委員会に出席したこともあること等から、当該報告書のうち、一部の部分については、審査請求人が既に承知している情報である。
- (ウ) しかし、審査請求人は、懲戒審査委員会等でどのような資料でどのような議論が行われたかは知り得ないため、当該報告書を開示することで、上記(ア)で説明したとおりの支障が生じる。
- ウ 上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。
- (ア)懲戒処分等が決定される過程に係る情報については、審査請求人が知り得る部分を除き、開示することにより、今後の懲戒審査委員会等における調査・審査の手法や判断基準等の推測を可能とすることや同委員会への情報提供者が、非難等を恐れ、率直な意見表明をちゅうちょするなど、円滑かつ公正な人事に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。
- (イ) 一方、審査請求人が、懲戒審査委員会等の審議過程において使用 されていること等を知り得る情報は、これを開示したとしても、上 記諮問庁が説明するような支障が生じるとは認め難い。
- (ウ) そこで、当審査会事務局職員をして、当該報告書のうち、審査請求人が懲戒審査委員会等の審議過程で使用されたことを承知している部分について、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。
 - a 審査請求人が懲戒審査委員会及び懲戒・訓告等審査会に提出した文書や同委員会等が審査請求人に対して通知した文書は、審査

請求人が自らの懲戒処分の量定等の検討に使用されたことを承知していると考えられる情報である。また、特定高専の校長は、同委員会等を開催することを決定し、報告書を受け取った当事者であるため、校長が発出した文書や審査請求人から校長に宛てた文書についても同様に自らの懲戒処分の量定等の検討に使用されたことを承知していると考えられる情報である。

- b 特定高専の規則及び教職員全員に発出された通知等は、特定高 専の教職員であれば知り得る情報であり、審査請求人が承知して いる情報と考えられる。
- c 懲戒審査委員会及び懲戒・訓告等審査会の設置経緯や審議日程 は、審査請求人に同委員会等へ出席を求めていたこともあり、こ れらを審査請求人におおむね説明していたことから、審査請求人 が既に承知している情報と考えられる。
- d 本件対象保有個人情報が記録された文書のうち、上記 a ないし c に該当する部分は、役職者でない教職員や学生の氏名等法 1 4 条 2 号に該当する部分を除き、別表 1 のとおりである。
- (エ) 当審査会において、上記(ウ)のaないしcで諮問庁が説明する別表1に掲げる部分を改めて見分したところ、当該部分に記録された情報は、諮問庁が説明するとおり、審査請求人が懲戒審査委員会及び懲戒・訓告等審査会並びに特定高専の校長に提出した文書又は同委員会等若しくは同校長から審査請求人に宛てた文書、特定高専の規則等特定高専の元教職員であれば当然知り得る情報及び同委員会等の設置経緯や審議日程であると認められ、審査請求人において既に承知しているものと考えるのが相当であり、当該部分を開示することによって、上記イで諮問庁が説明するような円滑かつ公正な人事に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認め難い。
- (オ) なお、その余の部分は、上記(ウ)の a ないし c に該当するとは 認められないことから、上記(ア)のとおり、これを開示すること により、円滑かつ公正な人事に支障を及ぼすおそれが認められる。
- エ したがって、文書22、文書23及び文書55のうち、別表1に掲げる部分を除く部分(下記オで記載する部分を除く。)については、これを開示すると、円滑かつ公正な人事に支障を及ぼすおそれがあると認められることから法14条5号へに該当し、当該部分に含まれる教職員や学生の氏名等につき諮問庁が主張する同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表1に掲げる部分は、同条5号へに該当せず、開示すべきである。
- オ なお、文書22,文書23及び文書55のうち、110枚目、14 0枚目、152枚目、160枚目、168枚目、176枚目、440

枚目、442枚目、444枚目、446枚目、447枚目、448枚目、449枚目、451枚目、453枚目、454枚目、668枚目、741枚目、742枚目、744枚目及び745枚目の別表2に掲げる部分については、上記工と同様の理由により、法14条5号へには該当しないが、諮問庁は、同条2号にも該当するとしていることから、これらについては、下記(2)において検討する。

- (2) 法14条2号該当性について
 - ア 諮問庁は、役職者でない教職員や学生の氏名等の部分を法14条2 号に該当するとして不開示とすることが相当である旨説明する。
 - イ 当審査会事務局職員をして、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

理由説明書(上記第3)を作成した際は、別表2に掲げる部分を上記アのとおりの考え方で、公表慣行のない役職者でない教職員や学生の氏名等を法14条2号に該当するとしたが、審査請求人は、機構の特定高専の元教員であることから、面識があったと思われる教職員等の氏名については、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報として、同号ただし書イに該当するため開示するものと現在は考えている。

- ウ 以下、上記イの諮問庁の説明も踏まえ検討する。
- (ア)本件対象保有個人情報を改めて見分したところ,諮問庁が法14 条2号に該当すると説明する不開示部分(上記(1)において,同 条5号へに該当すると判断した部分を除く。)は,別表2に掲げる 不開示部分であると認められ,これらの情報は,同条2号本文前段 に規定する特定の個人を識別することができるものに該当すると認 められる。
- (イ) そこで、法14条2号ただし書について検討すると、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は、審査請求人が元教員であった特定高専の教職員及び学生の氏名並びに特定高専における教職員の職及び職務遂行情報であると認められることから、同号ただし書イに規定する審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報及び同号ただし書ハに規定する公務員等の職務遂行情報に該当し、同号に該当せず、開示すべきである。
- (ウ) 他方、その余の部分は、特定高専の教職員及び学生以外の者の姓、教職員の職務遂行以外の情報並びに審査請求人が知り得る情報とは認められない特定高専の学生の個人に関する情報であると認められることから、法14条2号ただし書イ及びハには該当せず、同号ただし書口に該当するとする事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから法15条

2項による部分開示の余地はない。

- エ したがって、別表2の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち、「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、法14条2号に該当すると認められることから、不開示としたことは妥当であるが、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきである。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左 右するものではない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び5号へに該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、文書1ないし文書56に記録された保有個人情報の不開示部分のうち、別表1及び別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び5号へに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表1及び別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は、同条2号及び5号へのいずれにも該当せず、開示すべきであり、文書57に記録された保有個人情報の一部を不開示としたことについては、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別紙

- 1 本件請求保有個人情報
- (1)特定校長Bによる審査請求人への注意,指導の情報。複数回の注意,指 導の各回ごとに分けた情報として開示
- (2)上記(1)のそれぞれの注意、指導ごと、注意、指導をしなければなら なかった理由の情報
- (3)上記(1)のそれぞれの注意,指導ごと,その効果についての特定校長 Bの判断情報
- 2 本件対象保有個人情報が記録された文書
 - 文書1 特定年月日 F 付け「訓告」
 - 文書2 特定年月日G付け「平成20年度の授業担当について(通知)」
 - 文書3 特定年度Bにおける審査請求人の教育活動について(通知)
 - 文書4 特定年月日日付け「特定年度日の授業担当について(通知)」
 - 文書 5 特定年月日 I 付け「特定年度 B の授業担当について(通知)」
 - 文書 6 特定年度 A 学年末成績評価に関する調査結果及び平成 2 0 年度の 授業担当について
 - 文書7 特定年月日」付け「特定年度Bの授業担当について(通知)」
 - 文書8 回答書(文書6に対して)
 - 文書 9 特定年度 A 学年末成績評価に関する調査結果報告書に対する質問等について(回答)
 - 文書10 特定年月日K付け「特定年度Bの授業担当について(通知)」
 - 文書 1 1 特定年度 B の授業担当及び教務関係等業務説明について(通知)
 - 文書12 「特定年度Bの授業担当について」等の文書の交付について
 - 文書13 特定年月日L付け「警告」
 - 文書14 再警告
 - 文書15 再々警告
 - 文書16 URLの削除命令
 - 文書17 嫌がらせ行為の禁止について(警告)
 - 文書18 特定年月日M付け「警告」
 - 文書 1 9 特定年度 C (特定回 A) 特定学科科会議議事要旨
 - 文書 2 0 特定年度 C (特定回 B) 特定学科科会議議事要旨
 - 文書 2 1 特定年度 C 特定学科(特定回 C) 科会議·議事録)
 - 文書22 特定年月日 C付け「懲戒審査委員会報告書」
 - 文書23 特定年月日D付け「懲戒・訓告等審査会報告書」
 - 文書24 特定年度Bの審査請求人の授業担当科目について(通知)
 - 文書25 文書6についての質問事項直書き

- 文書26 審査請求人によるサイトの開設について(報告)
- 文書 2 7 審査請求人の開設サイト(特定 URL)の音声貼付状況・内容 (特定時点)
- 文書28 特定年月日N原議書「懲戒審査委員会の設置等について」
- 文書29 ○●校長へ 特定URLを見てください。
- 文書30 特定年月日〇付け文書
- 文書31 校長室の入り口扉を(略)の行為について
- 文書32 特定年月日 P付け「報告書」
- 文書33 「審査請求人への対応について」
- 文書34 特定校長B様
- 文書35 特定年月日Q付け文書
- 文書36 懲戒審査請求(特定年月日Q)
- 文書37 特定年月日R付け文書
- 文書38 「特定高専が行う懲戒・訓告等の審査に関する規則」に対する 質問事項
- 文書39 校長に対する懲戒審査請求
- 文書40 特定年月日 | 付け文書
- 文書41 特定年月日S付け「校長は(略)」
- 文書42 特定年月日S付け「懲戒請求書」
- 文書43 特定年月日T付け文書
- 文書44 特定年月日 U付け文書
- 文書45 校長と審査請求人との話し合い議事録
- 文書 4 6 確認事項 特定年月日 J
- 文書47 確認事項 特定年月日V
- 文書48 特定校長B様 WGの報告書は(略)
- 文書49 確認事項 特定年月日W
- 文書50 特定校長Bへ
- 文書 5 1 ○特定年月日W付け文書
- 文書 5 2 審査請求人への教務関係業務等説明会の実施等に関する経過メ モ
- 文書53 審査請求人への授業担当に向けての説明(特定個人D関与分)
- 文書 5 4 懲戒調査委員会御中
- 文書55 特定年月日 E 付け「懲戒審査委員会報告書」
- 文書 5 6 特定年月日 X 付け原議書「懲戒・訓告等審査会の設置等について」
- 文書57 特定年月日 Y 付け「懲戒・訓告等審査会報告書」

区分

び懲戒・訓告等審査会並びに特定 | び24行目ないし35行目 高専校長に提出した文書等又は同一 委員会等若しくは校長から審査請し 求人に宛てた文書等の部分

開示すべき部分

- a 審査請求人が懲戒審査委員会及 52枚目11行目ないし14行目及
 - 53枚目1行目ないし12行目及び 18行目及び21行目
 - ・78枚目ないし97枚目
 - 112枚目ないし138枚目、18 8枚目,214枚目ないし226枚 目、230枚目ないし257枚目、2 74枚目及び278枚目ないし279 枚目
 - ・407枚目37行目ないし39行目 及び42行目ないし45行目
 - ・408枚目1行目ないし9行目,1 1行目ないし33行目、35行目ない し41行目、43行目ないし47行目 及び49行目
 - ・409枚目2行目ないし3行目、5 行目ないし11行目、13行目ないし 19行目,21行目,24行目ないし 27行目, 29行目, 31行目ないし 33行目,35行目ないし43行目及 び 4 6 行目ない し 4 9 行目
 - ・532枚目ないし553枚目及び5 58枚目ないし665枚目
 - 667枚目ないし735枚目及び7 40枚目から780枚目までの別表2 に掲げる部分を除く部分
 - 783枚目, 788枚目, 789枚 目
 - ・791枚目11行目ないし14行目 及び24行目ないし35行目
 - ・792枚目1行目ないし12行目及 び18行目及び21行目
 - ・811枚目及び815枚目
 - ・820枚目ないし821枚目,82

	T
	4枚目ないし825枚目,827枚目
	ないし835枚目、839枚目ないし
	874枚目,878枚目ないし887
	枚目、889枚目ないし917枚目、
	919枚目ないし920枚目,922
	枚目ないし923枚目、925枚目な
	いし952枚目及び957枚目ないし
	960枚目
b 特定高専の教職員であれば知り	・52枚目16行目
得る情報の部分	・53枚目13行目ないし15行目及
	び22行目ないし26行目
	・194枚目ないし196枚目,26
	0枚目ないし270枚目及び282枚
	目ないし297枚目
	・407枚目1行目ないし6行目及び
	4 1 行目
	・412枚目ないし439枚目,55
	7枚目及び826枚目
	・791枚目16行目
	・792枚目13行目ないし15行目
	及び22行目ないし26行目
c 懲戒審査委員会及び懲戒・訓告	・51枚目1行目ないし5行目
等審査会の設置経緯や審議日程に	・52枚目1行目ないし10行目
係る部分	・54枚目1行目ないし20行目
	・54枚目の表の標題,表側(左列)
	の全部、中列の全部並びに右列の表頭
	(1行目), 3行目, 6行目及び7行
	目
	・55枚目の表の表側(左列)の全
	部,中列の全部及び右列の4行目
	・74枚目
	・76枚目1行目ないし7行目
	・98枚目1行目ないし5行目
	・110枚目1行目ないし7行目の別
	表2に掲げる部分を除く部分
	・140枚目1行目ないし5行目の別
	表2に掲げる部分を除く部分

- ・152枚目1行目ないし5行目の別表2に掲げる部分を除く部分
- ・160枚目1行目ないし5行目の別表2に掲げる部分を除く部分
- ・168枚目1行目ないし5行目まで の別表2に掲げる部分を除く部分
- ・176枚目1行目ないし5行目までの別表2に掲げる部分を除く部分
- ・299枚目1行目ないし16行目
- ・383枚目1行目ないし4行目
- ・384枚目1行目ないし16行目
- ・407枚目7行目ないし17行目
- ・440枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除く部分
- ・442枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び

別表2に掲げる部分を除く部分

- ・444枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除く部分
- ・446枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除く部分
- ・447枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除く部分
- ・448枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除く部分
- ・449枚目1行目ないし5行目のうち別表2に掲げる部分を除く部分
- ・451枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除く部分
- ・453枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除

く部分

- ・454枚目1行目ないし6行目のうち5行目及び別表2に掲げる部分を除く部分
- ・784枚目1行目ないし16行目, 19行目ないし20行目,28行目及び29行目
- ・785枚目1行目及び7行目
- ・790枚目1行目ないし5行目
- ・791枚目1行目ないし10行目
- ・793枚目1行目ないし20行目
- ・793枚目の表の標題,表側(左列)の全部,中列の全部並びに右列の表頭(1行目),3行目,6行目及び7行目
- ・794枚目の表側(左列)の全部, 中列の全部及び右列の4行目
- ・812枚目1行目ないし16行目

別表 2 法 1 4 条 2 号該当部分

別衣 2 法 1 4 余 2 亏該目部分	,
不開示部分	開示すべき部分
・45枚目の不開示部分	・45枚目4行目19文字目な
	いし22文字目及び17行目の
	不開示部分を除く部分
・46枚目の不開示部分	・46枚目26行目末尾から1
	7 文字目ないし19 文字目,2
	7 行目末尾から1 文字目ないし
	3 文字目及び28行目1文字目
	を除く部分
・47枚目の不開示部分	・47枚目4行目の7文字目な
	いし10文字目を除く部分
・48枚目の不開示部分	・48枚目3行目の10文字目
	ないし13文字目を除く部分
・49枚目の不開示部分	・全部
· 1 1 0 枚目 5 行目, 1 4 0 枚目 5 行目,	• 全部
152枚目5行目,160枚目5行目,1	
68枚目5行目、176枚目5行目の教職	
員の姓及び職の不開示部分	
・313枚目の不開示部分	なし
・318枚目の不開示部分	・全部
・322枚目の不開示部分	• 全部
・323枚目の不開示部分	・全部
・324枚目の不開示部分	・全部
・325枚目の不開示部分	・全部
・326枚目の不開示部分	・326枚目10行目の不開示
	部分を除く部分
・376枚目の不開示部分	・全部
・380枚目の不開示部分	・全部
· 4 4 0 枚目 6 行目, 4 4 2 枚目 6 行目,	・全部
444枚目6行目,446枚目6行目,4	
47枚目6行目,448枚目6行目,44	
9枚目5行目, 451枚目6行目, 453	
枚目6行目,454枚目6行目,668枚	
目 5 行目, 7 行目, 7 4 1 枚目 5 行目, 7	
42枚目5行目,744枚目16行目,7	
45枚目31行目の教職員の姓及び職の不	
	<u>. </u>

開示部分	
・976枚目の不開示部分	・全部